

② ごみに関する問い合わせ先

燃えるごみに関すること

日光市グリーンセンター(千本木945-1) ☎0288-22-7762

搬入受付 ■月曜日～土曜日■午前9時～午後4時30分 ※日曜日は休業。年末年始はお問い合わせください。

燃えないごみ、資源物、ストックヤード等に関すること

日光市リサイクルセンター(町谷809-2) ☎0288-21-7221

搬入受付 ■月曜日～土曜日■午前9時～午後4時30分

※日曜日は休業。年末年始はお問い合わせください。

ごみの減量化、その他ごみ全般に関すること

廃棄物対策課(今市本町1)

☎0288-21-5138

FAX 0288-21-5128

※土・日曜日、祝日、年末年始は休業。

●e-mail: haikibutsu-taisaku@city.nikko.lg.jp ●http://www.city.nikko.lg.jp/haikibutsu/gyousei/soshiki/sangyou/haikibutsu.html

産業廃棄物に関すること

(公)栃木県産業資源循環協会

(宇都宮市桜4-2-2)

☎028-612-8016

http://www.tochigi-sanpai.or.jp/

搬入施設へのご案内

日光市グリーンセンター
(燃えるごみ)



日光市リサイクルセンター
(燃えないごみ、資源物)



平成30年度版

事業系ごみ

適正処理 マニュアル



日光シティプロモーション担当
日光 彩子



**事業系ごみを
ごみステーションに出すことはできません!!**
事業系ごみの適正処理にご協力をお願いいたします。



日光市の現状

1 ページ



事業者の責務

2 ページ



事業系ごみの分別チャート

3 ページ



事業系一般廃棄物の処分方法

4 ページ



事業系ごみの分け方

5 ページ



分け方がうまくなる5つのステップ

7 ページ



日光市エコショップを募集しています

8 ページ



クリーンパートナーを募集しています

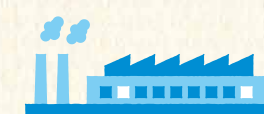
8 ページ

日光市 ごみ減量

検索



日光市



はじめに

日光市では、平成30年4月1日より、事業系ごみ処理手数料を改訂します。燃えるごみ、燃えないごみについては処理手数料を引き上げ、資源物については無料とすることで、事業者のみなさんの分別意識を高め、事業系ごみの減量・資源化の促進を図ります。事業系ごみの適正排出についても、事業者のみなさんにご協力をお願いします。

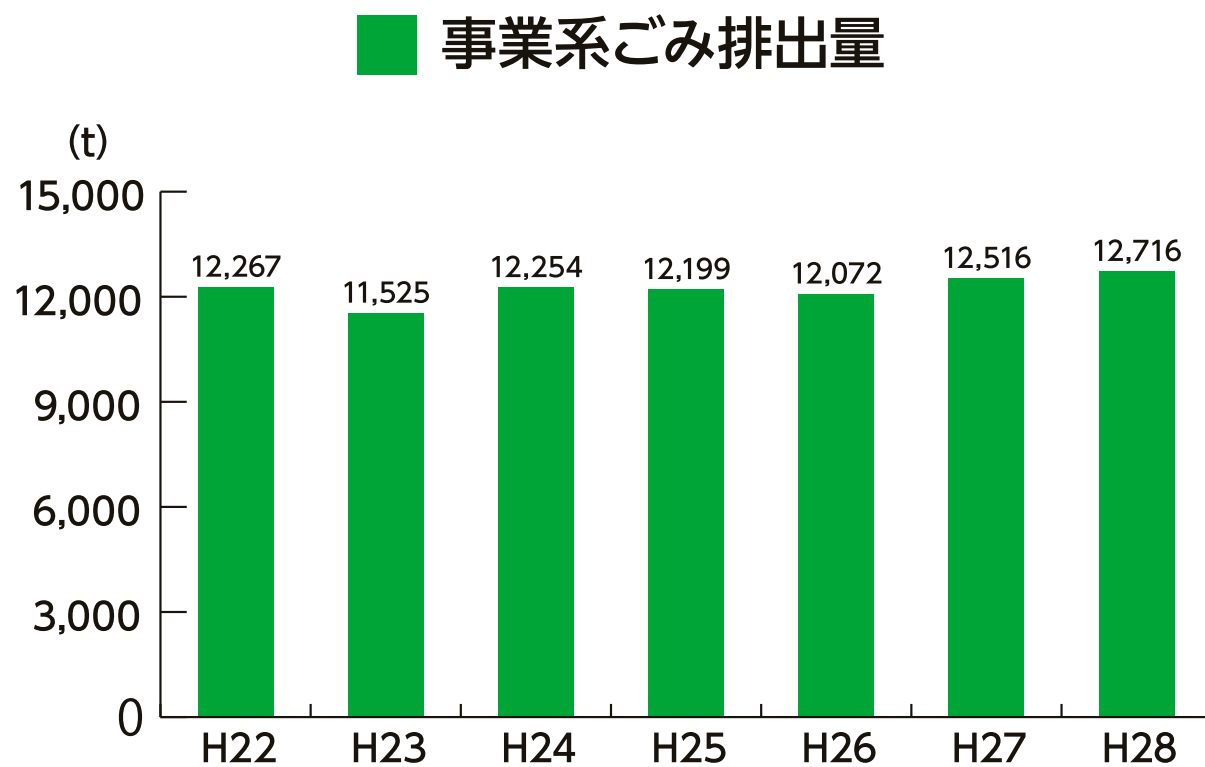
事業者のみなさんに事業系ごみの適正排出、減量・資源化の推進をしていただけるように、『事業系ごみ適正処理マニュアル』を作成しました。ぜひ、本マニュアルを活用して、事業系ごみの適正排出、減量・資源化にご協力をお願いします。



日光市の現状

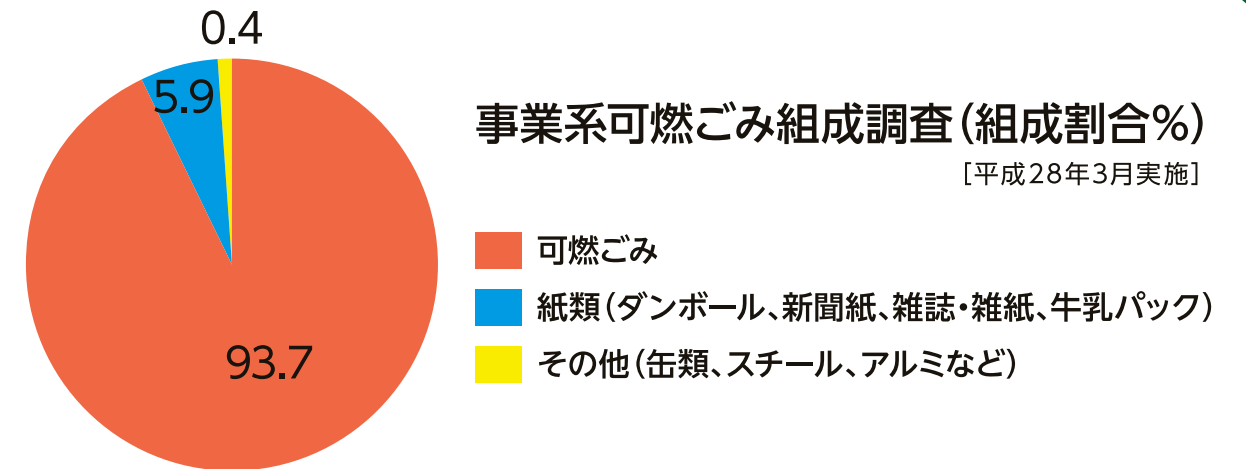
①事業系ごみの排出量の推移

事業系ごみについては、ほぼ横ばいとなっています。



②事業系可燃ごみ組成調査(組成割合%)

平成28年3月に行った事業系搬入可燃ごみの組成調査の結果、可燃ごみとして搬入されたごみのうち、5.9%は分別して排出すべき紙類が占めており、正しい分別の促進により、ごみの減量化が図られます。



事業者の責務

事業者とは、会社・工場・農業・商店・飲食店・事務所・学校・病院などを営む法人・個人営利団体・非営利団体などのことをいいます。

事業者には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「日光市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で次のような責務があると定められています。

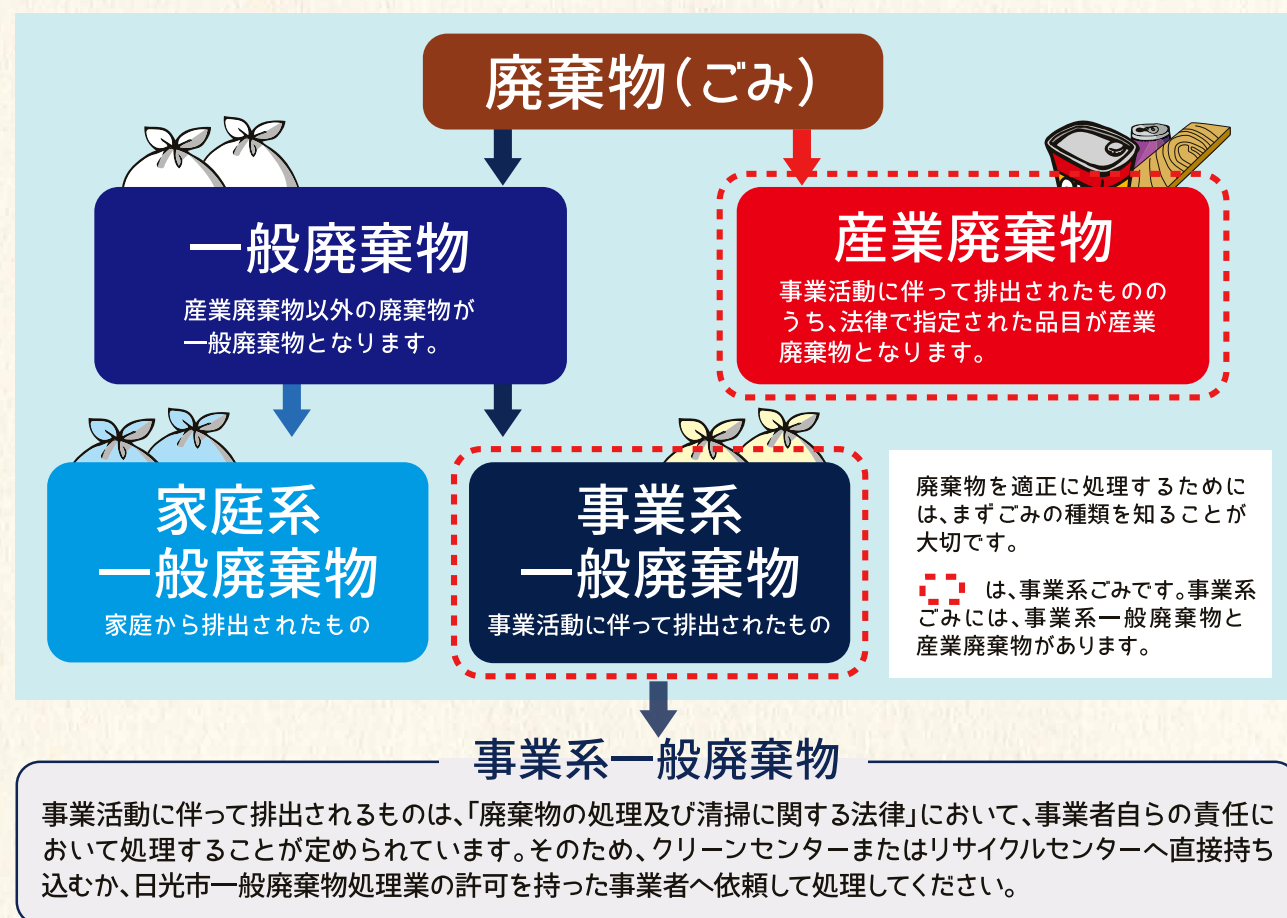
- 事業活動に伴って生じる廃棄物を、自らの責任において適正に処理すること。
- 事業活動に伴って生じる廃棄物の再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること。
- 物の製造、加工、販売に際して、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難にならないようにすること。
- 廃棄物の減量や適正処理について、国や地方公共団体の施策に協力しなければならないこと。

多量排出事業者について

「日光市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で、市は事業系一般廃棄物を多量に排出する、多量排出事業者に対して、事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成について指示することができると定められています。多量排出事業者とは、目安として、1日で100kg以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者のことを指します。市では、ごみの減量・資源化の推進を図るため、多量排出事業者に対して、減量計画書の提出などをお願いします。詳細につきましては、準備が整い次第、多量排出事業者のみなさまに通知し、ご協力をお願いしてまいります。

事業系ごみの分別チャート

事業系ごみとは、法人・個人・営利団体・非営利団体などが行う会社・工場・農業・商店・飲食店・事務所・学校・病院などの事業活動により排出されるごみの全てをいいます。事業系ごみをごみステーションに出すことはできません。事業系ごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられます。



※日光市一般廃棄物処理業の許可業者は市のホームページにも掲載しています。

※ごみが産業廃棄物の場合は、産業廃棄物収集・運搬許可業者にお問い合わせください。

水銀廃棄物の適正処理にご協力ください。

水銀は、一部の電池、蛍光灯、電気制御用のスイッチ、水銀体温計、水銀式血圧計などの製品に使われています。

水銀を使用した製品が事業所から廃棄物として排出される場合には、産業廃棄物となりますので産業廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼してください。

水銀廃棄物の詳細については、環境省のホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

事業系一般廃棄物の処分方法

①処分方法

事業系一般廃棄物は、事業者自らが、市の処理施設等へ搬入するか日光市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託してください。収集費用等は許可業者により異なりますので、許可業者へ直接お問い合わせください。

②事業系一般廃棄物を搬入できる市の処理施設

種 別	搬入施設	処理手数料	搬入可能時間	
燃えるごみ	クリーンセンター	150円/10kg	月曜日～土曜日	午前 9 時 午後4時30分
燃えないごみ	リサイクルセンター	150円/10kg		
資源物		無 料		

※ストックヤード及び中継基地でも受入れ可能です。

搬入施設	搬入可能時間	
中宮祠ストックヤード	月・水・木曜日	午前9時～午後2時30分
足尾ストックヤード	火・金曜日	
川俣中継基地	火・木曜日	午前9時30分～午後2時
日向中継基地	月・水・金曜日	午後1時～午後2時30分
湯西川中継基地		午前9時30分～午前11時30分

事業系一般廃棄物を取扱える一般廃棄物収集運搬許可業者

市内業者

業者名	町 名	電話番号
宇都宮文化センター(株)	所 野	0288-53-3723
(株)衛生管理センター	大 室	0288-32-1060
(株)大出商店	瀬 尾	0288-21-2891
(有)協栄技研	木和田島	0288-26-2648
(株)近代環境整備社	大 室	0288-26-3962
(有)齋藤商店	高 徳	0288-76-8352
(有)佐藤商店	荊 沢	0288-22-3741
産興商交(有)	野 口	0288-53-5413
伸興開発(有)	木和田島	0288-26-4718
(株)セキグチ	瀬 川	0288-21-0707
(有)相運	森 友	0288-22-4626
(有)ニッセン栃木	野 口	0288-53-5531
福一商事	猪 倉	0288-26-1388
(株)日本環境整備	大 室	0288-26-4436

業者名	町 名	電話番号
(株)星商事	藤 原	0288-77-1911
松島商店	足 尾 町	0288-93-2439
(有)森営業所	細 尾 町	0288-54-2523
森商店	土 沢	0288-54-2523
(株)マルヒデグループ	大 沢 町	0288-25-3381

市外業者

業者名	町 名	電話番号
いずみ産業(株)	宇都宮市	028-664-1115
エイチエス(株)	宇都宮市	028-649-3663
(株)片岡産業	宇都宮市	028-648-0883
(有)セイゴウ	宇都宮市	028-613-3860
村上商店	栃 木 市	0282-43-6782

事業系ごみの分け方

産廃産業廃棄物

一廃事業系一般廃棄物

区分	ごみの種類(一例)	主な業種	処理【分別の種類】	
			産廃	一廃
紙くず	ダンボール、壁紙、パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍、新聞紙 等	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、製本業、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業(印刷発行を行うものに限る)、出版業(印刷出版を行うものに限る)、印刷物加工業	●	
	ダンボール	上記以外の全事業所		● 【ダンボール】
	新聞紙、折込チラシ			● 【新聞】
	雑誌、カタログ、コピー用紙、空箱、封筒、トイレットペーパーの芯、チラシ、紙袋 等			● 【雑誌・雑がみ】
	紙パック容器 ※牛乳・ジュース等の内側が白い容器			● 【紙パック】
	レシート、紙コップ、感熱紙、カーボン紙、シール及び台紙 等 ※汚れや臭い、防水加工等により資源化できない紙類			● 【燃えるごみ】
木くず	型枠、足場材、木造解体材、伐採材、建具工事等の残材、残材(板切れ)、チップ、おがくず、木製製品(机・テーブル・椅子・看板等) 等	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、木材・木製品製造業(家具製造業含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業から生じた木くず・木製家具等	●	
	残材(板切れ)、チップ、おがくず 等	上記以外の全事業所		● 【燃えるごみ】
	木製製品(机・テーブル・椅子・看板等) 等			● 【粗大ごみ】
	木製パレット(パレットへの貨物の積付けのために用いた梱包用の木材を含む)	全事業所	●	
	街路樹や庭木のせん定枝 等			● 【燃えるごみ】
繊維くず	ウエス、縄、ロープ類 等 ※木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くずに限る	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)	●	
	ロープ類、作業着、シャツ、タオル 等(綿・麻製)	上記以外の全事業所		● 【衣類・古布類】
	ウエス、縄、革製品、綿や羽毛の入った製品(布団・座布団等) 等			● 【燃えるごみ】
動物系固形不要物	解体等をした獣畜や食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	屠畜場、食鳥処理場 等	●	
動植物性残渣	原料として使用した動植物に係る不要物(あめかす、のりかす、醸造かす、魚・獣のあら 等)	食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業	●	
	生ごみ(魚や獣のあら・野菜くず等の調理くず・客の食べ残し 等)、賞味期限切れ等の製品くず 等	上記以外の全事業所		● 【燃えるごみ】

※業種により、この表にないものも発生します。法令に従い適正処理をお願いいたします。
※一廃の分別の種類や規格等については家庭ごみと同様です。
※産業廃棄物の処理については、栃木県産業資源循環協会にお問い合わせください。TEL:028-612-8016

区分	ごみの種類(一例)	主な業種	処理【分別の種類】	
			産廃	一廃
動物の糞尿	動物の糞尿	畜産業(酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業、養蚕農業 等)	●	
動物の死体	動物の死体		●	
燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす(焼却灰) 等	全事業所	●	
汚泥	工場排水処理や製造工程で生ずる汚泥、道路側溝の汚泥 等	全事業所	●	
廃油	天ぷら油やグリス 等 ※鉱物性油や動植物性を問わない全ての油	全事業所	●	
廃酸	写真定着液等の全ての酸性廃液	全事業所	●	
廃アルカリ	写真現像液、金属石けん液、自動車用不凍液等の全てのアルカリ性液	全事業所	●	
ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムは「産廃[廃プラスチック類]」)	全事業所	●	
鋳碎	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鋳炉かす 等	全事業所	●	
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴い生じたコンクリートの破片、レンガの破片 等	全事業所	●	
煤塵	大気汚染防止法の煤煙発生施設又は産業廃棄物焼却施設の集塵施設で集められた煤塵	全事業所	●	
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず 等	全事業所	●	
金属くず	研磨くず、切削くず、金属スクラップ 等	全事業所	●	
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くず 等	全事業所	●	

💡 分け方がうまくなる5つのステップ

STEP1. 排出される廃棄物を把握する

まず、事業所からどのようなごみが出るのかを把握しましょう。



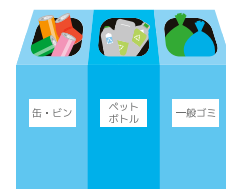
STEP2. 産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分ける

出されるごみが産業廃棄物なのか事業系一般廃棄物なのか区別しましょう。



STEP3. 分別しやすい環境をつくる

ごみの種類ごと(燃えるごみ、その他の紙など)のごみ箱を設置し、排出される具体的なおみを掲示するとわかりやすくなります。また、作業場等の状況を考慮して、ごみが出しやすくなるような工夫があると、さらに分別しやすくなります。



STEP4. 集積所をごみの種類ごとに分ける

集積所内をごみの種類ごとに区割りして看板などでごみの種類を明示し、どこに何を保管するのかを明確にしましょう。そうすることで、収集する際、間違えて運搬されてしまうことを防げます。



STEP5. 収集運搬の委託業者にアドバイスを受ける

委託業者のアドバイスを受けることで、より排出しやすい環境を整えることや、分別がわかりやすくなるような工夫をすることが可能となります。

🌱 日光市エコショップを募集しています

【日光市エコショップとは?】

ごみの減量化や資源化の推進、クリーンエネルギーの導入等、環境にやさしい取り組みを積極的に取り入れている事業所等を「日光エコショップ」として認定するものです。

【日光エコショップの認定を受けるには?】

認定の対象になるには、認定要件がありその項目の中から3～5項目以上の要件を行っていることで認定となります。

認定要件としては、レジ袋の削減、ごみの減量化・資源化の推進など、さまざまな要件があります。詳細については、エコショップホームページをご覧ください。

認定店は、エコショップホームページで認定店の一覧、PRページなどを掲載します。

<http://www.nikko-ecoshop.com/>

🧹 クリーンパートナーを募集しています

【クリーンパートナーとは?】

市道や公園などの市の公共施設を対象に、市民団体、事業所、学校などが主体となって、清掃・美化活動を実施していただく制度です。

市は、クリーンパートナーとして活動する事業所や市民団体に清掃用具などの提供や、活動表示板の設置などの支援を行っています。

残さず食べよう!「とちぎ食べきり15(いちご)運動」

まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物を、「食品ロス」と言います。食品ロスは、全国で年間約632万トン発生するといわれ、この量は、「1,600万人の1年間の食事量」に相当します。

栃木県では、食品ロスが多く発生する宴会の開始後・終了前15分は、自席でおいしく料理をいただく「食べきり15(いちご)タイム」とし、食品ロスの削減を推進しています。飲食店を営業されているみなさまにつきましては、食品ロスが削減されれば、生ごみの処理費用が削減されるなどのメリットがあります。ぜひ「とちぎ食べきり15(いちご)運動」にご協力ください。

栃木県ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/tabekiri15undou.html>